

議 案 第 1 1 4 号

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日

姫路市長 石 見 利 勝

姫路市保健医療推進基金条例について

姫路市保健医療推進基金条例を次のように制定する。

姫路市保健医療推進基金条例

(設置)

第 1 条 姫路市の保健医療事業に要する経費に充てるため、藤森春樹氏からの寄附 1 億円をもって、姫路市保健医療推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額等)

第 2 条 基金の額は、1 億円とする。

2 基金は、予算の定めるところにより追加して積み立てることができる。

3 前条の趣旨に沿う寄附金は、基金に追加して積み立てることができる。

4 前 2 項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立相当額が増加したものとする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第 4 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。